

第13回警察ネット市民集会

警察×内部告発！

正義はどっち？裏切りはどっち？

警察ネット初代代表の原田宏二さんが北海道警全体に蔓延していた捜査費裏金の実態を内部告発した2004年2月から20年余。日本の警察は変わったか。

岐阜県警は公安警察がひそかに市民の個人情報と企業と提供し合っていたことが発覚して裁判を起こされたが、非を認めないまま敗訴が確定。広島県警は公安警察の旅費・日当の不正経理の内部告発を揉み消そうとし続けている。鹿児島県警は現職警察官が起こした犯罪を本部長がもみ消そうとしているとして元警察官が内部告発すると、犯罪者扱いで反撃して来た。

警察と内部告発者。正義はどっちにある？裏切りはどっちだ？

公益通報者保護法（2004年成立）はトップの不正、組織ぐるみの不正には役立たない。内部告発は組織の不正を正せるか、内部告発者は守れるか？

主催：明るい警察を実現する全国ネットワーク

日時：2024年12月21日（土）13：30～16：30

場所：主婦会館（都内・JR四ツ谷駅麴町口改札から徒歩1分）4階「シャトレ」

参加費：千円

内容：

I 事件報告

警備課旅費・日当ネコババ事件（広島県警）

警備課情報漏えい事件（岐阜県警） ほか

II 鼎談～警察と内部告発

高田昌幸氏（フロントラインプレス代表） Z氏（元広島県警警察官）

清水勉弁護士（東京弁護士会）

【問い合わせ先】

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7番9号

四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所内

明るい警察を実現する全国ネットワーク事務局

弁護士 清水 勉、同 出口かおり

TEL 03(3353)3399



内部告発の ゆくえ

明るい警察を実現する全国ネットワーク
弁護士 清水 勉

2024.12.21

1

1

広島県警警備課 不正経理 (カラ出張)事件

- 2021年2月に内部告発
- 警備課でカラ出張が行われているという内容
 - ・交通費(ガソリン代)、時間外手当の不正受給
 - ・虚偽公文書作成罪、詐欺罪が繰り返されていた
- 翌日、Aさんが上司である不正経理の首謀者本人から口止めされる
- 県警監察官室、動かず

2

2

動かない監察官室、動けない検察

3

- ▶ 2022年3月にAさんが自らのカラ出張を内部告発
 - ・ Aさんは損害賠償責任、刑事罰を覚悟
- ▶ 県警監察室、動かず
- ▶ 個人的な不正を内容とする内部告発ならすぐ動く監察室
- ▶ 動かないどころか即揉み消しに動いた
- ▶ 警察組織として不正経理を行っている

- ▶ Aさん退職後、ネットニュース、さらに記者会見
- ▶ 県警は突然、捜査開始、5人中3人（Aさんは含まず）を送検
- ▶ 地検、Aさんの事情聴取をしないで、即3人を不起訴
- ▶ 検察も手を出せない不正経理事案

3

岐阜県警個人情報抹消請求事件

4

- ▶ 2014年、朝日新聞が、岐阜県警大垣警察署警備課が、中部電力の子会社（シーテック社）に対し、同社の進める風力発電施設建設に関し、4人の住民の個人情報を提供し警戒を呼びかけていたと報道。「漏えい」事件と報道しているが、実態は警備課が4人の危険を煽り、お互いに4人の情報を提供し合う関係になっていた。
- ▶ 4人が岐阜県（岐阜県警）に対して慰謝料請求訴訟を起こし、その後、岐阜県と国（警察庁）に対して保有個人情報抹消請求訴訟を起こした。

4

- ▶ 一審・岐阜地裁は警備課がシーテック社に個人情報を提供していたことだけを違法とし、収集は適法だとした。
- ▶ 原告と県が控訴
- ▶ 二審・名古屋高裁は、収集も違法とし、県との関係で抹消請求も認めた。国（警察庁）との関係は認めず。
- ▶ 県は上告せず確定
- ▶ 4人の住民の情報の抹消義務が確定し岐阜県警は抹消を行！・・・？
- ▶ 警察庁の保有分は判決対象外 ➡ 警察庁には残ったまま

裁判の経過とその後

5

5

内部告発者は？

- 朝日新聞の最初の記事は内部告発がきっかけだった
- 内部告発者は公になっていない
- 内部で告発者捜しをしたはず
- 告発者を特定できなかったか、できたのに極端な対応をしなかったのか
- 告発者は特にひどい待遇を受けていないらしい

6

6

『僕はパパを殺すことに決めた』事件

- 2006年6月、奈良県田原本町で放火殺人事件発生 義母とその子ども2人が焼死
- 犯人はその家の子ども(高校生)だった
- 講談社は週刊現代で詳報記事を掲載後、単行本として発行
- 単行本は供述調書を装丁に使い、内容は供述調書の引用が多かった
- 鑑定医が著者に資料閲覧を認めていた
- 鑑定医から批判、非難はなかった

7

8 読者の書評は極めて高かったが

- 突然、奈良地検が著者の自宅、鑑定医宅を家宅捜索
- マスコミは各社大きく報道(読売記者は前日、著者宅に取材に来た)
検察側に立った著者非難一色！ 例外は記者クラブに属さない月刊『創』
- 読者の書評はガタ落ち
- 奈良地検、鑑定医を逮捕
- NHKだけ「著者が鑑定医から資料提供を受けたと取調べで自白した」と報道
- 鑑定医、自白
- 著者は自白していなかった／NHKの事前取材なし

8

刑事裁判

- 奈良地検、鑑定医を秘密漏示罪（刑法134条1項）で起訴
- 弁護方針は割れていた
 - 主任弁護人は著者攻撃（情状）
 - 他の弁護人は知る権利（違法阻却＝無罪）で二分
- 著者は法廷証言でも情報源を証言拒否した・・・が
- 執行猶予付き有罪判決
- 鑑定医は一定期間、医業の停止（医師法7条）

9

9

後日

- 鑑定医が著者に鑑定意見書や捜査資料を見せた意図は少年の特異性（発達障害）を社会に理解してもらうためだった
- 一種の内部告発だった
- 著者と考えは一致していた
- 出版社（編集担当者）は少し違っていた
- 知る権利で社会に大々的にアピールすれば逆転はあったかもしれない
- 奈良家裁は少年事件記録一式を廃棄、残っているのは著者・出版社

10

10

沖縄密約事件

- 1971年、外務省の女性事務管が新聞記者に沖縄返還に伴う秘密電文を提供、記者が野党議員に資料提供、1972年、議員が国会で追及し、漏えいが露見。
- 当初、政府の密約隠しが社会問題になったが、起訴状で「(女性事務官と)ひそかに情を通じ、これを利用して」と書かれたことから、マスコミと世論の関心は男女関係のスキャンダルに移った。
- 一審・東京地裁では事務官＝有罪、記者＝無罪
- 二審・東京高裁では記者も有罪
- 最高裁、上告棄却

11

記者と内部告発

- 議員が政府側に資料を渡したことで取材源が特定された
- 記者が議員に資料を渡してよかったのか
- 新聞社が一面トップ記事で大々的に取り上げた直後に議員が国会で政府の責任追及をするという展開だったらどうか
- 記者は内部告発者を守ることを忘れていたのか
- 守ることはできたのか

12

12

第二百十三回国 参議院内閣委員会 會議録第十四号

令和六年五月十六日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 阿達 雅志君
理事 磯崎 仁彦君
酒井 庸行君
広瀬めぐみ君
石垣のりこ君
宮崎 勝君

委員 衛藤 晟一君
太田 房江君
加藤 明良君
古賀友一郎君
高橋はるみ君
森屋 宏君
山谷えり子君
鬼木 誠君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
窪田 哲也君
片山 大介君
柴田 巧君
竹詰 仁君
井上 哲士君
大島九州男君

國務大臣 (国家公安委員会委員長) 松村 祥史君
事務局側 常任委員会専門員 岩波 祐子君
政府参考人

警察庁長官官房長	太刀川浩一君
警察庁長官官房審議官	江口 有隣君
警察庁生活安全局長	檜垣 重臣君
警察庁交通局長	早川 智之君
法務省大臣官房審議官	吉田 雅之君
文部科学省大臣官房学習基盤審議官	浅野 敦行君
国土交通省道路局次長	岸川 仁和君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿達雅志君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

道路交通法の一部を改正する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、警察庁長官官房長太刀川浩一君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(阿達雅志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿達雅志君) 道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車の保管場所の確保等に関する

法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○酒井庸行君 おはようございます。自民党の酒井庸行でございます。

今日、この質問に立つについて、いろいろ勉強をしながらやっていますけれども、いや、だんだん勉強しているうちにいっぱい質問したいことが出てきたということの中で、できる限りの質問をさせていただきますというふうに思います。

最近、もちろんですけども、もちろんという言い方がいいかは別として、自転車の利用する方が大変に増えていっています。それは車の渋滞等ということもあるでしょう、うちの加藤明良先生なんか、いわゆるロードバイクとか、そういうものもやっていますというところで、大変そういう方も増えていっているというふうに思います。

その点でのことも含めて、今回のその自転車、道路交通法の法改正は、その趣旨というのが、酒気帯び運転、そして、ながら族ではないですけども、携帯電話の法規制と二つだというふうに思います。まだほかにもありますけれども、まず酒気帯び運転ということについて、それから携帯電話の使用禁止ということについてお伺いをしたいというふうに思います。

現在の道路交通法では、自転車の酒酔い運転は自動車と同様に罰則が科せられておりますけれども、酒気帯び運転に関しては罰則が規定をされておらず、これについては、通常言われる赤切符なのか青切符なのかということであり、その点をどうなるかという点に処理をされるのかお聞きをしたいというのと、

それからもう一つは酒気帯び運転についてですけども、これ、自転車を止めて車と同じようにやるのか、その辺のところを、どんなふうなやり方で取り締まっていこうかということも含めてまたお尋ねをしたいのと、もう一つ一緒に、携帯電話ですけども、携帯電話の禁止ということ、これの、どうしてこういうふうな罰則規定を付けるということになったのかの経緯をお尋ねしたいと思えます。お願いします。

○政府参考人(早川智之君) まず、自転車の酒気帯び運転の関係についてお答えをいたします。

これまでも自転車につきましては、いわゆる酒酔い運転をした場合は五年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科されることとなっております。他方、酒気帯び運転につきましては、今回の改正により罰則が新たに設けられ、自動車と同じ三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金が科されることとなるという改正となっております。

それから、自転車の交通反則通告制度が今回の改正において導入されることとなりますが、その導入後も、いわゆる飲酒運転は、反社会性、危険性が高く、交通反則通告制度による簡易迅速な処理になじまないため、酒気帯び運転も含めまして通告制度の適用はなく、赤切符などの刑事手続により取り扱われることとなります。

次に、自転車の酒気帯び運転の取締りの運用についての御質問であります。現在、自転車の取締りは、自転車関連事故の発生状況や地域住民の取締りに関する要望等を踏まえまして、自転車指導致発重点地区・路線を中心に、悪質性、危険性の高い違反行為について検挙を行っているところであります。

具体的には、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合や、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた場合、あるいは

察を指導してまいりたいと考えております。
○井上哲士君 警察行政の指導に、信頼に関わつて、広島県警の空出張による不正受給事件についてお聞きいたします。

お手元の資料一にありますように、広島県警は十二月の八日に、福山市内の警察署の警備課に勤務していた元警部や警部補ら五人が実態のない出張の書類を作成し、三十二回にわたって旅費や時間外手当を計約十六万七千円不正受給したとして、関係者を書類送検し、処分を行いました。

この本事件が警察行政に対する県民の信頼を著しく失墜させたということについて、国家公安委員長、いかがでしょうか。

○国務大臣(松村祥史君) 御指摘の件につきましては、広島県警におきまして警察署の警備課員が旅費及び時間外勤務手当を不正に受給していたことが明らかとなりまして、虚偽公文書作成・同行使・詐欺で関係者を送致するとともに、関係者に対する厳正な処分がなされたものと承知をいたしております。

〔理事磯崎仁彦君退席、委員長着席〕

このような事案は誠に遺憾であると思っております。同種事案の再発防止のため、関係部署による業務管理の徹底を行うよう警察を指導してまいりたいと考えております。

○井上哲士君 この問題では、二〇二一年の二月に県警に匿名の投書が寄せられておりますが、捜査の端緒となつたのは、元巡査部長Aさんが二〇二二年三月に広島県警本部の監察官室に公益通報、そして自らの違法行為の申告を行ったことになっております。Aさんは、この空出張で自ら不正に加担したことを見過ごせないと、半年以上眠れない日が続いた末に退職をされて、公益通報に踏み切つたんです。さらに、警察は子どもどものときから憧れたつた、その警察官が法を犯した時点でアウトと、警察官がそんなことをしたら誰が何を信じるのかと、二三年の十一月には告発を判断をされております。

この公益通報が、Aさんの公益通報の後に捜査

が行われて関係者の送検と処分になつたわけですが、ところが、関係者五人のうち送検されたのは三人だけなんです。このAさんは送検されなかつたんです。全件送致主義の下で極めて異例だと思つてますね。

なぜ、自ら不正行為を行ったことを認めて告発までしたAさんが送検されなかつたんでしょうか。

○政府参考人(太刀川浩一君) 特定の方から警察への通報があつたというお尋ねであります。警察におきましては、それが公益通報者保護法に規定する通報に該当するか否か、あるいは匿名でなされたものであるか否かを問わず、およそ通報者が特定されないよう細心の注意を払つて調査やその後の公表に臨むべきところ、委員御指摘の方が公益通報を行った職員であることを前提としてお答えすることは適当でないと考えております。

そこで、その点を一旦差し置いて、今回の事件についての広島県警における捜査について申し上げますと、関係者からの事情聴取や関係資料の入手などを含め、必要な捜査を尽くした上で、書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致したものであります。犯罪事実をどのように組み立て、被疑者をどのように特定するかについては、ひたえに収集された証拠により判断すべきところ、広島県警では今回の事件において三名の職員を被疑者として特定し送致をしたものと報告を受けております。

○井上哲士君 Aさんについては裏付け取れなかつたと言われているんですね。ところが、Aさんにも不正受給分の返還が求められているんです。つまり、Aさんもこの不正受給をしているという事実は認定しているわけですよ、県警は。

ところが、しかも、資料二にありますように、Aさんは、この県警から求められている返還額は少な過ぎると、もつとあつたと、ここまで言っているんですよ。それがなぜ送検されないんですか。大川原化工機事件では、裏が取れないどころか、捏造してまで送検したわけじゃないですか。

それが、このAさんを送検しなかつたのは不可解でありまして、何らかの理由があると思わざるを得ないわけでありまして。

そこで、配付資料三を御覧いただきたいんですが、この公益通報したAさんが県警の監察官室の対面調査のときに監察官に渡した説明メモであります。Aさんの代理人の弁護士から提供していただき、了解を得て配付しております。

どのように上司から空出張を命じられて実行したのか、生々しく書かれているんですね。これは、Aさんだけにとどまらず、この不正行為全体や手口について具体的に示した重要な証拠だと思つていただいても、このメモは検察に提出をされているんでしょうか。

○政府参考人(太刀川浩一君) 特定の方が警察に提出をしたというメモについてのお尋ねであります。捜査の過程で誰からどのような資料の提出を受けたのかの二つ一つについて言及することや、検察官に送致した証拠の一つ一つを取り上げて示すということは差し控えていただきますが、広島県警においては、この端緒を含めた捜査経過について検察官に報告をしているということとは言うまでもありません。また、関係者の供述調書や捜査の過程で入手した関係資料を含む必要な証拠物とともに事件を検察官に送致したとの報告を受けております。

○井上哲士君 事前のレクでは、送致をしていないのでこのメモを提出したかどうかは答えられない、こういうことであります。

結局、Aさんを送検すればこういうメモも検察に渡す、そしてAさんが検察でこの不正受給の実態を詳しく説明することが困るということ、これだけのことがありながら送検をしなかつたのではないかと疑わざるを得ないんですよ。しかも、検察に詳細な事実を知られたくないだけではない、最初から組織的な隠蔽が行われてきた疑いが強いんですよ。

Aさんの通報と申告の前の二〇二一年の二月に、広島県警本部の監察官室に、空出張が行われ

ていると告発する匿名の投書がありました。これは警察からも確認をしております。

資料三の②を見てください。Aさんはこの空出張も、その月、二月のうちにAさんはこの空出張を命令していた主犯である警備課長に呼び出されているんですね。誰が例の件を、誰かが例の件を監察にチクつた、投書をされた文章を見せられた、誰も言わなかつたら絶対にはれない、絶対に話すな、警備課員が投書をしたということになつたら本庁速報事案で大変な裏切りだ、監察への内部通報などどうにもできる、既に運転記録は会計課に処分されたので証拠はないと、などなどですね、箱口令をしかれたということでもあります。

つまり、監察官に対する匿名の告発がその当事者に見せられていたということですよ。そして、その当事者が隠蔽工作をこうやってやっているというところをここでは述べているんですね。これ、私、もう警察、県警にせよしては駄目だと思つてますね。

警察庁は、北海道警の裏金事件の後の二〇〇五年の警察白書で、近年、警察の予算執行をめぐる不適正事案が相次いで判明したとして、国民の信頼回復に向けた取組の一つとして警察が行う監査の強化を挙げているんですね。これ、匿名の告発を当事者に見せて隠蔽工作をさせてしまつと、これ、全くこれに反すると思つてますね。

不正受給のあつたときのこの今回の問題は、県警任せにせずに、この監察官室の対応に移して、警察庁としても掌握をしてた、たすべきだと思つてますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(太刀川浩一君) 警察においては、御指摘の投書といったものに対して、それが公益通報者保護法に規定される通報に該当するか否か、また、匿名でなされたものであるか否かを問わず、通報者が特定されないよう秘密保持及び個人情報保護に十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認める方法で調査を行うこととしております。

その上で、匿名の文書を対象者に見せるという

ような行為については、その全てが禁止されるものではないと考えてはおりますが、今申し上げたような趣旨から、原則としてこれは控えるべきと考えております。

なお、これまでの本件に関する広島県警察の調査の結果、御指摘のような文書を対象者に見せたというような事実は確認できなかったとの報告を受けております。

○井上哲士君 本人が見せてもらったと言って、呼び出してやっているんですよ。じゃ、何で分かるんですか、そんなことが。全く私は、警察庁も隠蔽に加担をしていると言われても仕方がないと思うんですね。

しかも、問題はこの交通費や時間外手当の不正受給にとどまりません。捜査費には、張り込みや尾行などの経費に加えて、捜査に関する情報提供者や協力者に関する諸経費があると思うんですが、この捜査協力費というのは具体的にどのようなに使われているのか、それから、国費から支出されているということでしょうか、また、この不正受給のあった二〇一九年の広島県警における国費の捜査費はどれだけの額になっているか、お答えください。

○政府参考人(大川浩一君) 警察では、犯罪の捜査等に従事する職員のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費で、緊急を要し、又は、秘密を要するため、通常の契約等の支出手続によつては警察活動上支障を来すという場合に現金での取扱いを認めており、これが捜査費というものであります。その使途には、捜査員の捜査活動に係る交通費や食料費、捜査の過程における犯罪被害者等の支援に要する経費などがありますが、捜査協力者に対するものとしては情報提供に対する謝礼や接触に係る交通費などがございます。

捜査費は、国庫支弁、すなわち国庫から支出するものと、都道府県支弁、すなわち都道府県から支出するものがあります。警備活動に必要な経費は、警察法上、国庫支弁とされております。し

たがって、警備活動において職員が支出した捜査費とは、単に捜査費と表現しておりますが、これは国庫から出るものでございます。

広島県警察における二〇一九年度の国庫支弁の捜査費の執行額は、約三千四十六万円でございます。

○井上哲士君 高知県警のホームページ見ますとより詳しく書いておりまして、捜査協力者、情報提供者に対する現金、菓子折り、商品券等の謝礼と、ここまで書いてあるわけですね。それが国庫から出ていると。そして、広島県はその年は三千四十六万円あったということが今答弁がありました。

こうした協力金は本名の領収書はなかなか取りにくいと。そこで、報奨金、この協力金を手渡すためには、情報協力者と接触する際には、この資料三の一を見ていただきたいんですけども、他の課員一名が別々に現場に行き、防衛措置をとると、こうなっているんですね。接触が開始すると本部へ連絡、電話をして状況を報告すると、このやり方で行われているんです。防衛のためもあるでしょうし、ちゃんと渡したかちゃんと見るといことがあるんですね。令和元年五月頃までは全課員でローテーションしながら現場に行っていたが、それ以降は課長から、朝も早いし、体制も弱くなるから現場には来なくてよい、エアでよいと、架空でいいと。本部報告用の実績は要るから出張願は出して、出張願との整合性を出すためには時間外も付けておくと。府中署も同じ方法でやっていたから全く問題はないということをお命じられて、課員は全員違法性に気付きながらも課長の指示に従ったということが書いてあるわけですね。そして、実際、本部報告は、この接触の五分前に課長から電話が入っており、現場付近の状況などを教えられて、言われたとおりに本部に報告したと。生々しい実態ですよ。こういうことが行われていたということでありまして。

そうしますと、結局、部下に空出張させて、これ、課長一人で三十二回出張しているんですね。

果たして、本当にこの協力金を渡したかどうか分からないんですよ。そういう仕組みにしてしまっているわけですね。この空出張の期間にこの福山の警察でどれだけの捜査協力費が申請、支出をされたのか、全額が情報協力者にきちっと渡されたかどうか、そのことを県警は捜査し、確認をしているんでしょうか。

○政府参考人(大川浩一君) 改めてまして、特定の方から警察への通報があったという前提でのお答えは差し控させていただきますが、それは一旦おいて、この期間におけるある警察署における捜査費としての支出についてのお尋ねでありますけれども、特定のある警察署の特に警備課における捜査費の支出額等については、それを明らかにすることにしまして、その所属の警備情報の収集の規模を含めた捜査活動の実態を示すこととなり、その後の業務運営にも支障を及ぼすおそれがありますので、その点についてはお答えを差し控させていただきます。

ただ、今回の事件において、広島県警察では、この期間、つまり不正事案に係る出張において不正な経費の請求がなかったかどうか、これは当事者が本件期間中に執行した捜査費の使途を含めて、保存されている関係記録に基づいて捜査、調査を尽くしておりますので、その結果、この処分の対象となつた者以外には、捜査費も含めて不正な経費の請求や受給は認められなかったとの報告を受けております。

○井上哲士君 肝腎なことは答えずに、そこだけ明確に言われませうけれども、おおよそ説得力はないと思うんですね。

一体どれだけのことが行われていたのか。そもそも、何でこういうことまでやって、三十二回、一人で出張していったのかと。この県警の発表や処分では、この交通費とか時間外はありますけれど、この捜査協力費ということについては一言も触れていないんですよ。しかし、額はこっちの方がはるかに多くなる可能性もあるわけで、私、これでは県民からの疑いは晴れないと思うんですね。

ね。こういう報奨費の不正受給を隠蔽するため、空出張のこの交通費や、そして時間外だけの問題に済ませたんじゃないかと、こういう疑いがあるわけでありまして。

それで、私は、これは公安警察の事件だということでは非常に問題だと思っております。公安が、都道府県の警備、公安部門が警察庁の直轄指揮下にあるという下で、警察庁も一緒になって事態を隠蔽しようとしているんじゃないかと、そういう疑いの声も上がっているわけですね。

そこで、最後、国家公安委員長、お聞きしますけれども、こういうままで本当に県民の信頼を回復できると思われませんか。私は、この広島県警任せにせずに、警察庁としてちゃんとしっかりと対応するということを指導するべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松村祥史君) まず、冒頭にも申し上げましたが、このような事案が発生したことは誠に遺憾であると思っております。

広島県警におきましては、関係者を措置するとともに厳正な処分を付したほか、関係部署による業務管理の徹底など再発防止を講じ、県民の信頼の回復に努めているものと承知をいたしております。

警察におきましては、平素から、非違事案を認知した場合には、捜査、調査を尽くし、行為の動機や態様及び結果、職員の職責等を踏まえて厳正に対処しているものと承知をいたしております。

引き続き、各都道府県警におきましてそのような対処が図られるよう警察庁を指導してまいりたいと考えております。

○井上哲士君 資料の最後にありますように、二〇一五年以降も各県警でいろいろな事件起きています。本当にこれを大本から直すためにかかりと警察を指導していただきたいと強く求めまして、終わります。

○大島九州男君 れいわ新選組、大島九州男でございます。いい機会なので、国民が日々何か疑問に思つた



1

警察活動を誰がチェックするのか？

- 議会
- 公安委員会
- 知事
- 住民 (監査請求、情報公開請求etc)
- 報道

2

警察vs報道

- 事件事故報道とは別に、警察活動が適正かどうかをチェック
- 報道機関=警察に日常的に接する「アクセス権」を持っている

-何のために、そこにいるのか？

- 戦後の警察取材の歴史=犯人探しの二人三脚

3



4



袴田は逮捕以来、雑談には口を開きながら犯行に関連した追及には黙秘権を行使、反抗的な態度だったが、二、三日前から素直な態度に変わってきた。

「課松本久次郎警部らによって午前十時から行われたが、袴田の個室から押収したパジャマの血をひいて追及すると、「犯行のいきりいた」ともいし、その説明を求めると目をつむぎの涙を浮かべ「あの事件は私がかりました」と小さな声で自供した。

5

袴田さんを犯人と決めつけた報道は、逮捕の前後から一気に過熱している。

「従業員「袴田」逮捕へ 令状取り再調べ」「寝間着に油、被害者の血？」

(1966年8月18日、読売新聞夕刊社会面)

「バンタム級6位にもランク 身を持ちくずした元ボクサー」

(同、朝日新聞夕刊社会面)

「袴田の取調べ第二ラウンドへ 消極否認続ける」「当局に自信“ロープギリギリ”」

(8月20日、静岡新聞1面トップ)

「専務さん一家は私が殺した 袴田自供」

「パジャマ着て犯行 最初に専務刺す」

(9月7日 静岡新聞社会面)

6



毎日新聞 1966年9月7日
静岡版

他紙を圧倒する報道を続けた

7

内部告発と警察

- 公益通報者保護法は重要。
- しかし、組織内部の不正・不作為の問題を「通報が適切か」に矮小化させてはならない。
- 問題は「不正の内容」の是非そのもの。
通報者や通報の方法に焦点を当てることは本筋ではない。

8

なぜ内部告発者を守るのか

- 内部告発者に不利益を与えないため。
- 内部告発者に焦点を当てないため。
- 後に続く者に勇気を与えるため。

11

長野県で元告発者「内部告発は身を滅ぼす」

赤羽喜六さん（81）はいま、長野県の生家で暮らしている。妻と離れ、住み慣れた北海道を離れて既に8年。自宅を訪ねると、すぐ居間に招き入れてくれた。

ICレコーダーのスイッチを入れ、あの内部告発の「その後」を問うと、後悔をうかがわせる言葉ばかりが口をついて出た。



赤羽喜六さん（撮影：本間誠也）

出典：Yahooニュース特集

「常務取締役」の告発

赤羽さんの内部告発も食肉関係だった。雪印食品の牛肉偽装事件から5年後の2007年6月。北海道苫小牧市の食品加工卸会社「ミートホープ」の食肉偽装を告発したのである。赤羽さんは常務取締役だった。



ミートホープ社の偽装を伝える当時の新聞。各紙が1面で伝え、連日トップニュースとなった（撮影：本間誠也）

ミートホープ事件

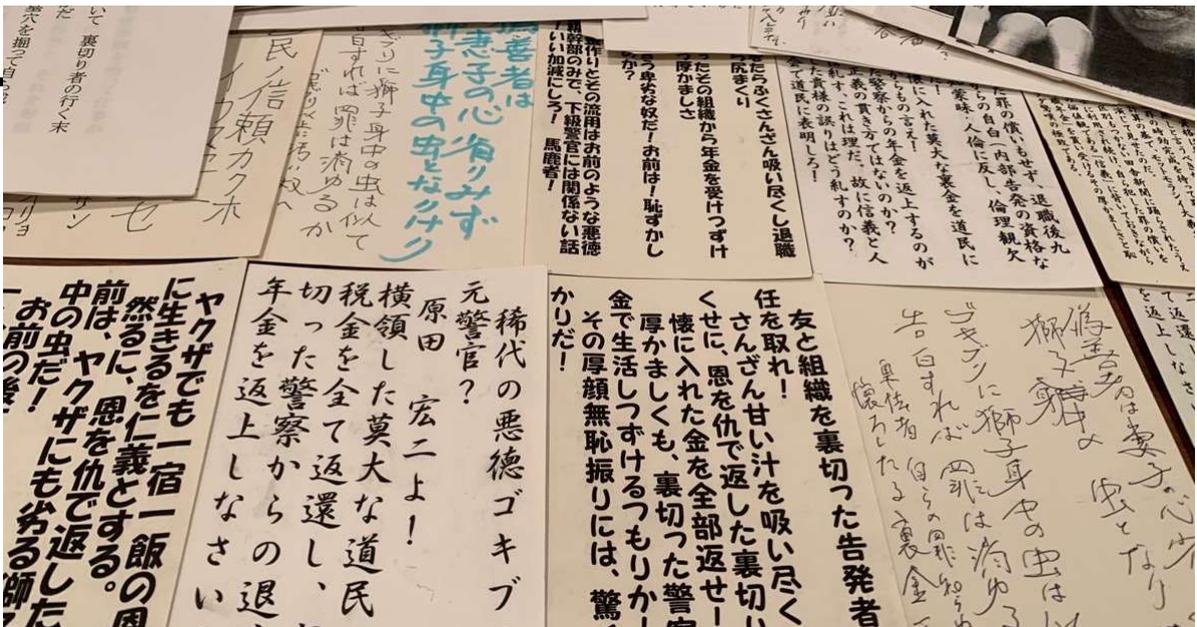
12



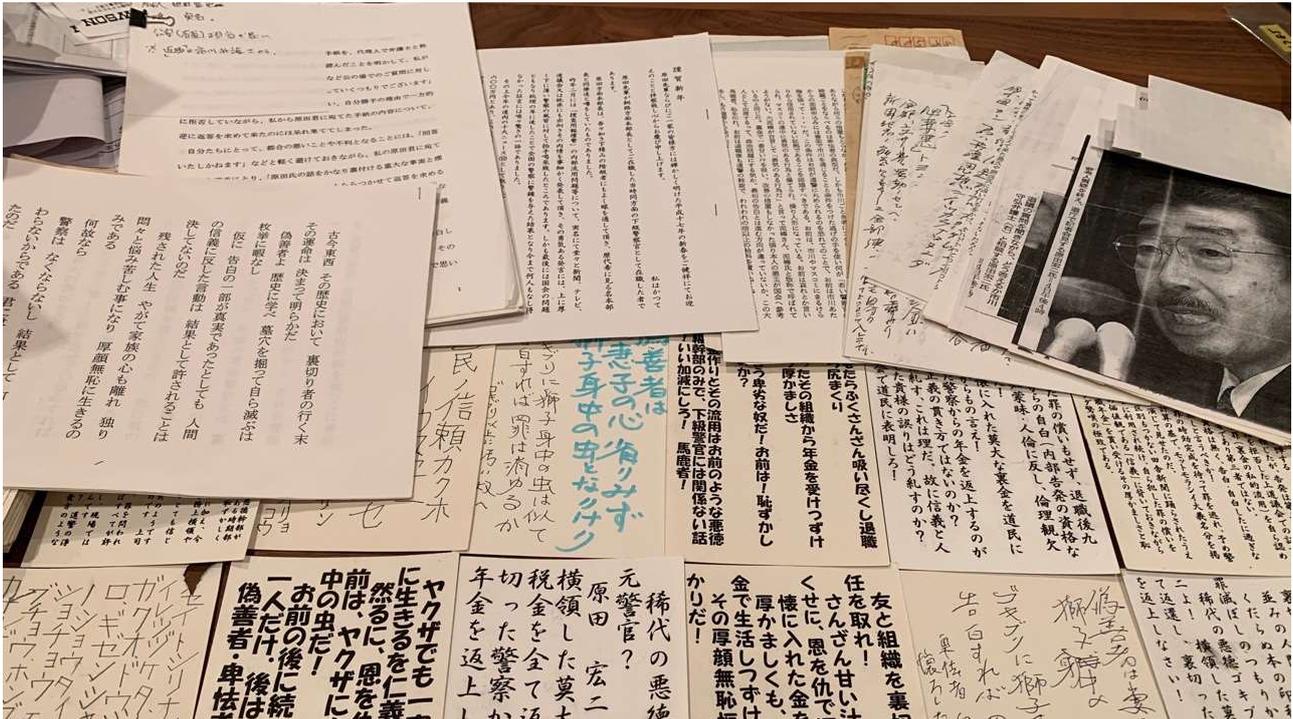
警察裏金を暴露した原田宏二さん

執拗な嫌がらせ

13



14



15

最大の問題 なぜ「警察は特別」なのか

- 不正を認めない組織体質（内部監査が機能しない）
- 外部からの手を拒む（外部監査、調査報道を拒絶）

-では、報道・社会に何ができるのか？

16

Kさんの“職務質問”体験／警視庁蒲田署

Kさん（50代女性）はベテランの舞台大道具職人です。Kさんが警視庁蒲田警察署管内にあるホームセンターの駐車場で体験した“職務質問”の様子とその後の経過を詳しく紹介します。違法な職務質問の雰囲気を実感してください。

2024年11月20日夕方4時過ぎ、私は母の入院している病院から車で羽田空港近くのホームセンターコーナンに向かいました。

私はホームセンター4階フロアに直結している駐車場に車を停めて、2階まで下りて母の部屋の暖房効率を上げる為のカーテンやカーテンレールなどを買って、一旦車の助手席に積み込み、今度は1階まで下りて母の部屋の床の補強用の木材などを買って、4階の駐車場に戻って車に積み込もうとしていると、4,50代くらいの男性警察官と20代くらいの新人に見える女性警察官の二人組が近づいて来て、男性警察官が「ちょっと良いですか？お姉さん、車にたくさん荷物を積んでいますね。何しに来たのですか？」と聞いて来ました。私は「まもなく要介護5になる母が、もう少ししたら退院してくるので、部屋の真ん中に介護用ベッドを入れるために、床を補強したりなどのリフォームをしないといけないので、材料を買いに来ました」と答えました。

すると男性警察官がまるで犯人に聞くように「要介護5とはどのような状態なのだ？」と聞いてきました。私は「体が全く動かせない状態ですから、私一人で介護するには部屋の真ん中に介護用ベッドを置く必要があるのです」と言ってスマホに保存していた家のリフォームの写真を見せました。しかし、男性警察官は写真を見ようとしないうで、「運転免許証を見せてください」と言いました。私が透明ケースの中に入れてある運転免許証を見せると、「ケースから出して見せてください」と言うので、出して渡しました。男性警察官はチラッと見ただけで、同行している女性警察官に手渡しました。女性警察官は両手で受け取っていました。

男性警察官が「職業は何ですか？」と聞いて来たので、「舞台のセットを組むなどの大道具方や技術監督などをしています」と答えると、「最近もそうなのですか？」と聞いて来たので、「コロナ後は現場の仕事は少なく、大道具業界の為に技術書を書いて出版したりしています」と説明しました。

男性警察官が「ノコギリは持っていますか？」と聞くので、「仕事柄、当然持っていますよ」と答えたら、「見せてください」と言われたので、車の後ろの扉を開けて積んである工具箱を見せました。男性警察官は「今日はプライベートで来ていますよね。プライベートのDIY(Do It Yourself)ではノコギリを携帯しているのは銃刀法違反で

す」と言いました。私が驚いて「私は 40 年くらい今の仕事をしていますし、ホームセンターにもよく来ていますが、今までそのようなことを言われたことは一度もありません」と言っても、「プライベートの時は家に置いて来ないとダメなんです。法律で決まっていますから。銃刀法でノコギリは刃物であると決まっています。所持している正当な理由が無く携帯していると銃刀法違反です」と言い張りました。私は納得できなかったので、「何条の何の法律ですか？都会の住宅事情では工具を家に全部下ろせません。家の前におろして盗まれたり何かの犯罪に使われたりしたら、お巡りさんが責任を取ってくれるのですか？」と聞いたら、「屁理屈言うな！法律で決まっているのだから納得してもらえない」と言いました。「私の会社の仕事で車を使っていて、都会の住宅事情で車を倉庫がわりにも使っています。だから車に工具は常に積んでいます。今まで買い物に来て一度も言われたことがないです。「そんなのおかしいです」と言うと、「車の所有権は誰ですか？」と質問を変えたので、「私です。会社に私の車を貸し出している形になっています」と答えました。

すると今度は「ナイフを隠し持ってないですか？」と、また違う質問をして来たので、「今日は持っていません。仕事で使う工具なら車に常にたくさん積んでいます」と工具箱の引き出しの一つを開けて見せると、「見て良いですか？」と言うので、「どうぞ」と呆れながら言うと、男性警察官は引き出しの中身を乱雑に手でかき回してナイフを探していました。持って来てないので見つかるはずがないのにと思っていると、今度は私が首から下げていたスマホ用のポーチを指差して「隠し持ってないですか？」と聞くので、苛立ちながら「持っていませんよ！」と言ってポーチの中を見せると、今度は「運転席を見せてください」と言いました。呆れて「どうぞ！」と言うと、男性警察官は私の車の運転席を開けてゴソゴソと探し始めました。

私が大声で「もう、免許証を返してください！」と言うと、女性警察官が私に歩み寄ろうとしました。免許証を返そうとしたのだと思います。すると男性警察官が無言で女性警察官を手で静止して、私の免許証の返却を阻止しました。どうしても私を逮捕したいと決めているらしく、不審者に見えるはずのない私の車の中をサイコパスの様な執念深さで捜索し続けていました。ナイフは最初からないので見つかるはずがありません。

男性警察官はやっと諦めて、女性警察官が持っていた私の免許証を私に手渡ししながら、「法律で決まっていますのですから納得してもらえない」と言いました。私が「納得出来ません！」と答えると、再度同じ事を言ったので、「納得出来ません！」と言ってそっぽを向いて購入した材料を無言で車に積み込んでいたら、男性警察官は黙って立ち去って行きました。その後をついて行った女性警察官は振り向いて頭を下げ去って行きました。

こうして私は逮捕を免れやっと解放されました。

実際の時間は 20 分間くらいだったようですが、その時は 1 時間くらいの長さを感じま

した。

私は、車に材料を積み込んでから、買い物かごを持って 3 階にあるスーパーに向かいました。2 人の警察官は私が最初に見かけた時と同じ駐車場中央の位置に立っていましたが、私が 2 階のスーパーで買い物をして 4 階駐車場に戻って来た時にはいなくなっていました。

家に帰る車の中で、あまりの理不尽さに怒りと悲しみと、母の退院後、またこの様な不当な職務質問をされて、いつもは工具箱に入っているロープを切断する為のナイフやベニヤやパンチカーペットを切る為のカッターナイフを所持していることに目を付けられて不当逮捕され連行されたら、私がつきっきりで介護しなければ生きられない母が死ぬことになりかねないと思うと恐怖を感じ、不安になって車の運転できる精神状態で無くなってしまいました。

私は家に帰り着くとすぐにホームセンターコーナンに苦情の電話を入れました。ホームセンターの方ではすぐにホームセンターの上の方の役職らしい人に代わって、「蒲田警察署が巡回をしたいと言って来たので、断れなくて駐車場の巡回を許可しただけなので、蒲田警察署に苦情を言ってください」と言われました。ホームセンターの人も「ノコギリやナイフを販売しているホームセンターでなぜそのような不当な職務質問をしたのか、不思議だ」と困っていました。

その電話のすぐ後に蒲田警察署に苦情の電話を入れました。電話に出た警察官は私がノコギリを所持していたのは正当な理由があったと理解できますと言ってはくれましたが、その日から不安で悪夢も見て眠れなくなってしまいました。

11 月 25 日に行きつけの自律神経を整える治療院の先生に目が腫れている理由を説明すると、先生から「職務質問に関する苦情を聞いてくれる警視庁の部署にその警察官の名前を書いた手紙で苦情を言った方が良い」と言われました。私が「その男性警察官は 3 回ほど名前を名乗りましたが、その日は母の退院が決まってこれからどのように私一人で介護して行けば良いのか思い悩んでいた時だったので、人と会話することが辛くて名前まで覚えていません」と涙ぐみながら答えると、治療院の先生は私の体調を心配してくれて、蒲田警察署に電話をかけ、男性警察官の名前を問い合わせしてくれました。電話に出た警察官は「蒲田警察署の警察官でなかったかもしれないし、日時と場所と警察官の特徴だけでは誰だったのか特定できないので教えられない」と言われてしまいました。

治療院の先生から「職質に関する苦情を聞く警視庁の部署に手紙を出した方が良い」というアドバイスを貰った私は、手紙を書く時間が取れなかったので、警視庁に苦情の電話を入れました。なかなか電話がつながりませんでした。やっと繋がって「不当職質の苦情を言いたい」と伝え、厳しい口調の対応をされましたが、状況の説明をすると、「蒲田警察署から電話をさせますから電話番号を教えてください」と言われたので、教えました。

するとその日の夕方頃に蒲田署から私の携帯電話に電話がかかって来て、「本日は担当者がいないので、明日電話します」と言われ、次の日の夕方 4 時少し前に私に職質をした上司だと言う男性警察官から電話がありました。その時私は母が入院している病院から車で帰宅する途中だったので、「1 時間後に家に帰ります」と伝え、上司の警察官から「夕方 5 時に電話します」と言われ、夕方 5 時頃に電話を受けました。私が「今後、ホームセンターコーナンに買い物に行けるのでしょうか」と聞くと、上司の警察官は「今まで通り買い物に言って大丈夫です。上司として責任を持って指導します」と言ってもらえました。

上司の警察官の言葉に少し安心しましたが、私に職務質問をした男性警察官の執拗な態度からすると、この男性警察官はこれまでも私にしたのと同じようなことを多くの人にやって来たのだと思います。私が今後再び同じ男性警察官の職質被害に遭わずに済むか不安はまだありますし、ほかの人が被害に遭うかもしれないと心配しています。

【解説】

はじめに

場面場面で K さんは男性警察官にいいように翻弄され言いなりにされ劣勢に回っているようにみえますが、法的には全体を通して男性警察官のデタラメぶりが際立っています。

そこに 2 人の警察官がいること自体がすでにあやしい

ホームセンター 4 階の駐車場。犯罪取引の場所として警察が目をつけていたわけでもなく、ホームセンターから頼まれたわけでもないのに、4, 50 代の男性警察官の判断で新人らしい若い女性警察官を連れてきていることからして、最初から、人気の少ないところで一人にいる人に声を掛けて威圧的な態度で脱法的な職務質問をして軽犯罪法違反検挙ができればいいと考えていたのだと疑われます。周りにたくさんの買い物客がいるところで、K さんが「納得できない！」を繰り返していたら、男性警察官は K さんの車に対して執拗な物色行為などできなかったでしょう。

新人警察官にとっては百害あって一利なしです。

ノルマとしての職質検挙

日本の映画やドラマでは警察官に声を掛けられると誰もが当たり前のように対応しています。職務質問が法律に定められた一定の場合にしかできない職務行為だということを多くの方は知らないのではないのでしょうか。Kさんもそんな一人だったようにみえます。

しかし、これは大きな間違いです。警察官が職務質問できる場合は警察官職務執行法2条1項で規定されていて、警察官はこれに該当しない人に対しては職務質問できないのです。

「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていることと認められる者を停止させて質問することができる。」

要するに、犯罪に関係していそうな人に対してしか職務質問はできないという規定になっています。

この規定を分解すると、

- ① 異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して
- ② 何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者
- ③ 又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていることと認められる者

とありますから、〔①+②〕か〔①+③〕に当てはまる人だけが警察官の職務質問の対象になるのです。

Kさんはホームセンターに買い物に来ただけの人ですから、〔①+②〕にも〔①+③〕にも当てはまりません。男性警察官もKさんが〔①+②〕か〔①+③〕に当てはまるとはみていなかったはずです。だから、〔①+②〕か〔①+③〕に当てはまるのではないかという疑いをもった質問をしていません。

男性警察官は違法な職務質問だとわかっていてKさんに声を掛けているのです。

Kさんは不当な職務質問だと頭の中で考えていたようですが、それをはっきり言葉にしていません。こういう時には、警察官に対して「これは警察官職務執行法2条1項で規定する職務質問ですか」と質問すればよいのです。警察官職務執行法2条1項という条文をはっきり言うことで、警察官は対象者が警察官職務執行法2条1項の条文を知っている人だと気づいて、いい加減なことは言えないという緊張感を抱くことになります。

警察官が「そうだ」と答えたら、「私のどこが条文に当てはまるのですか」と問い質し

てください。軽犯罪法違反でとにかく検挙する（ノルマを挙げる）と決めている警察官でなければ、最初から K さんに声を掛けないか、掛けても、「失礼しました」とすぐに立ち去るはずです。

警察官が警察官職務執行法 2 条 1 項の条文を言わず、対象者が条文のどれに当てはまるのかふつうに説明できなければ、何を言われても対応を断わることです。

一言答えればすぐに解放されるものだと思い込んで、簡単に答えるだけならいいだろうと軽く考えて対応してしまうと、何も犯罪の嫌疑があるわけでもないのに、あれも答えろ、これも答えろとなり、あれも見せろ、これも見せろとなり、終わりがありません。途中で断ろうとすると、後ろ暗くないなら答えていいはずだ、見せていいはずだと言いつ返し、後ろ暗くないから答えなくては、見せなければと、警察官のペースに戻ってしまいます。男性警察官は自分が期待しているもの、小型ナイフを見つけ出すまで終わりにする気はなかったのですから、K さんがいくら「ありません」と言っても無駄でした。

警察官職務執行法 2 条 1 項の規定に自分は当てはまらなると自信のある人（ほとんどの人がこれに当たります）は、最初から職務質問に応じないことです。

運転免許証の提示要求

男性警察官は K さんに運転免許証の提示を求め、K さんはこれに応じていますが、男性警察官には運転免許証の提示を求める権限がない場合なので、K さんは応じるべきではありませんでした。ここも K さんが法律を知らないことに付け込まれています。

運転免許証の提示義務がある場合は道路交通法 95 条 2 項で規定しています。

「免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。」

車に買った物を運び込んでいる K さんは「自動車等を運転している場合において」に当てはまらないので、67 条 1 項や 2 項の規定をみるまでもなく、提示義務がありません。

念のため、条文をみてみると、

67 条 1 項

「警察官は、車両等の運転者が第 64 条第 1 項（無免許運転）、第 65 条第 1 項（酒気帯び運転）、第 66 条（過労運転）、第 71 条の 4 第 3 項から第 6 項（大型自動二輪車等の運転制限）まで又は第 85 条第 5 項から第 7 項（第 2 号を除く。）（運転制限）までの規

定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第 92 条第 1 項の運転免許証又は第 107 条の 2 の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。」

これは無免許運転などをしている運転者の場合です。

同条 2 項

「前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 66 条、第 71 条の 4 第 3 項から第 6 項まで及び第 85 条第 5 項から第 7 項（第 2 号を除く。）までを除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第 92 条第 1 項の運転免許証又は第 107 条の 2 の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。」

これは法律に違反して処分を受けたり人身事故などを起こしている運転者の場合です。

K さんが運転免許証を提示しなければならない法的根拠を問えば、男性警察官は答えられませんでした。

車の中の物色

男性警察官は好きなように K さんの車の中を物色しています。好きなように物色している点では、搜索範囲や搜索対象が裁判官の出す搜索差押許可状で限定されている場合よりはるかに勝手なことをしています。

職務執行法 2 条 1 項は「質問することができる」と規定しているだけですから、この規定から当然には車の中の物色はできません。

警察官職務執行法 2 条 4 項では「警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。」と規定しています。K さんは逮捕されていませんし、そもそも職務質問の対象になる人ではありませんから、男性警察官には K さんの車の中を物色する権限はありませんでした。

男性警察官は工具箱の中を物色したり、運転席を物色したりする前に K さんに承諾を求めています。K さんは「私の車の中を物色されなければならない法的根拠は何ですか。それがなければ、断ります」と言って、物色を断わるべきでした。そうすれば、男性警察官は物色することができませんでした。

Kさんは男性警察官の物色行為が終わる頃になって「納得できない！」と言っていますが、本心では最初から嫌だったはずで納得していなかったはずです。このことを国家賠償請求訴訟で違法だと訴えると、理不尽な物色なのに、裁判所は「あなたは拒否しなかったんですね。だから警察官は物色できたのではありませんか」と警察官の肩を持つ（物色は適法！）判断をします。裁判所も救ってくれないことが予測できることを考えれば、最初からはっきりと拒否することです。拒否することは犯罪ではないので逮捕されることはありません。

警察官のデタラメな法解釈その1／銃刀法違反

男性警察官は、Kさんの車に入れていたノコギリをみて、銃刀法違反だと断定しました。

これまでどこでも警察官にそのようなことを言われたことがないKさんが驚くのは当然です。ノコギリが銃刀法で取締りの対象としている「刀剣類」に当たるかどうか考えてみる必要があります。

銃刀法2条2項では、取締り対象となる「刀剣類」について規定しています。

「刃渡り15センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5センチメートル以上の剣、あいくち並びに45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であってみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。」

ノコギリは刀、やり、なぎなた、剣、あいくち、ナイフ、どれにも当たりません。この規定からするとノコギリは銃刀法で規制対象にしている「刀剣類」に当たりません。だから、Kさんがノコギリを車に積んでいることは銃刀法違反として問題になりません。

しかし、例えば静岡県警のホームページでは、刃体の長さが6cmをこえる「包丁、ナイフ、カッターナイフ、なた、おの、のこぎり等」の携帯が銃刀法で禁止されていると説明しています。

ノコギリが「刀剣類」に当たるとしても、Kさんが仕事に使うために仕事用の車に積んでいたことは違法なのでしょうか。

このことについて**銃刀法22条**では次のように規定しています。

「何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類

又は形状のものについては、この限りでない。」

条文には「**業務その他正当な理由による場合を除いて**」と書いてあります。

Kさんは舞台の大道具作りの仕事のための工具の一つとして仕事用に使っていた車に他の工具と一緒にノコギリを載せていました。これは「業務」です。工具類全体をみれば明らかです。大道具作りの仕事がない日が続いていたとしても、仕事が入ればすぐに対応できるよう、積んだままにしていることは当たり前のことで何ら異常ではありません。Kさんがこれまで警察官から犯罪だという指摘をされたことがないのは当然です。

男性警察官の「銃刀法違反だ」発言は法律をわかっているの脅しです。

警察官のデタラメな法解釈その1／軽犯罪法違反

男性警察官の法率解釈のデタラメぶりは、せっかく法定刑の重い銃刀法違反（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）のノコギリを見つけた（はずな）のに、それでKさんを検挙しようとしなくて、法定刑の軽い軽犯罪法1条2号違反（拘留又は科料）の小型ナイフを懸命に探している姿にも表れています。

軽犯罪法1条2号

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」

小型ナイフは「刃物」に当たります。

Kさんはふだんは仕事用の工具の一つとして小型ナイフを車に載せていました。この日はたまたま自宅で使うため自宅に置いていました。男性警察官がこれを見つければ、軽犯罪法違反だと断定して検挙しようとしたでしょう。

しかし、小型ナイフを持っていただけでは軽犯罪法違反にはなりません。「**正当な理由**」がないこと、「**隠して**」携帯していたことも条件になっているからです。

Kさんは舞台の大道具作りの仕事のための工具の一つとして仕事用に使っていた車に他の工具と一緒に小型ナイフを入れているのですから、「**正当な理由**」がありますし、「**隠して**」携帯しているのでもありません。軽犯罪法違反には当たりません。

男性警察官が「ナイフを隠し持ってないですか？」と質問した時に、「持っていない」と答えるのではなく、「ナイフを持っていることは犯罪なのですか」と質問し返すべきでした。

そうすれば、男性警察官は軽犯罪法1条2号の条文を言い、小型ナイフが「刃物」に当たるからだと答えるはずですが、そうしたら、Kさんは「**正当な理由**」があるし、「**隠して**」携帯しているのでもないと説明すればよいのです。そしてその説明から一歩も引かないことです。持っていることが適法な物を警察官が物色することなど許されるはずがありません。男性警察官は小型ナイフの物色を強行できなくなったはずですが、

任意同行

それでも、小型ナイフが見つければ、男性警察官は「言い分は警察署で聞くから警察署に来るように」と言ったに違いありません。これに応じると、警察署の取調室で軽犯罪法違反の自白調書を作られ、被疑者として顔写真の撮影、指掌紋の採取、DNAの採取も強く求められ、応じれば、警察は本人が死亡するまでこれらの個人データを使い続けられることとなります。逮捕されてない被疑者の顔写真の撮影などは法律に規定がないので、任意で行うしかありませんから、自由に拒否できます。拒否するとなかなか解放してもらえませんが、応じてしまうと、後日、このときの不当で屈辱的な扱いを国賠訴訟で訴えても裁判所は「任意に応じたのだから問題はない」と相手にしてくれません。

そういう先々の展開を考えると、Kさんが小型ナイフを車に載せていて男性警察官に軽犯罪法違反だと言われても、「犯罪ではない」で押しとおりに、警察署に行くことは断固拒否したほうがよいでしょう。